

あおもり新商品開拓実施計画認定事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は「地方自治法施行令」(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)及び「地方自治法施行規則」(昭和22年内務省令第29号。以下「施行規則」という。)並びに「青森県財務規則」(昭和39年青森県規則第10号。以下「財務規則」という。)に基づいて新商品の生産により新たな事業分野の開拓(以下「新商品開拓」という。)を実施しようとする者(新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。以下「新商品開拓実施者」という。)が作成する新商品開拓の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)の認定等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2 この要綱中の用語は、施行令等の用語の例による。

(公募)

第3 知事は、新商品開拓実施者を公募するものとする。

(資格要件)

第4 第3の規定により、応募しようとする者(以下「応募者」という。)は、次のいずれかに掲げる要件に該当し、新商品を製造するものとする。

- (1) 県内に本店を有する企業又は県内に主たる事務所を有する法人(企業を除く。)であること。
- (2) 県内に工場又は事業場を有する者であること。
- (3) 県内に住所を有する個人であること。

(実施計画の認定申請)

第5 応募者は、様式第1による「実施計画に係る認定申請書」を作成し、当該申請書を知事あてに提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に該当する書類を添付しなければならない。

- (1) 直近営業期間の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容等の概要を記載した書類)
- (2) 定款及び登記簿謄本(定款を有しない者にあつては、それに類するもの)
- (3) 第4第2号に該当する者にあつては、前2号に準じるもの
- (4) 事業を営んでいない個人にあつては、今後予定する事業内容及び事業の用に供する資産の概要を記載した書類

(実施計画認定審査会の設置)

第6 実施計画の認定に関し、必要な事項を審査するため、あおもり新商品開拓実施計画認

定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（認定）

第7 知事は、応募者から「実施計画に係る認定申請書」の提出を受けたとき、審査会において、当該計画が第8の認定基準に照らして適切であると判断されたものについて、認定することができる。

2 知事は、実施計画を認定したときは、当該認定に係る者を新商品開拓実施者として認定するとともに、遅滞なく様式第1により通知するものとする。又、認定しないこととしたときは、様式第2「実施計画に係る不認定通知書」によりその旨を応募者に通知する。

3 知事は、第1項の規定により認定したときは、様式第3「あおり新商品開拓実施計画認定台帳」により認定台帳に記載するとともに、認定した旨を公表するものとする。

4 認定の有効期限は認定日から起算して3年後の年度末までとする。

5 知事は、応募者から様式第4「実施計画に係る有効期限延長申請書」の提出を受けたとき、当該計画が第8の認定基準に照らして適切であると判断されたものについて、認定期間を2年に限り延長することができる。

（実施計画の認定基準）

第8 応募者の実施計画が、次に掲げる基準のいずれにも適合するものであること。

（1）当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、既に企業化されている商品とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても既存の商品とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。

（2）当該新たな事業分野の開拓に係る新商品が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。

（3）新商品の生産の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が、新商品開拓を確実に実施するために適切なものであること。

（4）第4第2号に該当する者にあつては、新商品の製造により、県内での雇用創出が見込まれること。

2 前項の要件を満たしている場合であっても、次のような場合には認定しない。

（1）実施計画が公序良俗に反する場合又はそのおそれがあることが明らかな場合

（2）実施計画が関係法令違反又はそのおそれがあることが明らかな場合

（実施計画の変更の認定申請）

第9 新商品開拓実施者は、第7により認定された実施計画（以下「認定計画」という。）について、次に掲げる変更をしようとするときは様式第5「実施計画の変更に係る認定申請書」を作成し、知事あてに提出しなければならない。

（1）様式第1の新商品の生産の目標を変更する場合

（2）様式第1別表1の新商品の内容、新商品の生産の実施時期、実施方法を変更する場合

（3）新商品開拓を実施するために必要な資金の額、その調達方法について、様式第1別表

3の区分間又は合計額を2割以上変更する場合

- 2 新商品開拓実施者は、前項に掲げる以外の軽微な変更については、様式第5「実施計画の変更に係る届出書」を知事あてに提出しなければならない。

(実施計画の変更の認定)

- 第10 知事は、第9第1項の実施計画の変更の認定を行う場合には、第7及び第8の規定を準用する。ただし、認定計画の内容を著しく変更しない場合は、審査会での審査を行わず、知事が審査し、適切であると判断されるものについて、変更の認定をするものとする。
- 2 知事は、前項の規定により変更の認定をしたときは、遅滞なく様式第5により通知するものとする。なお、認定しないこととした場合は様式第2「実施計画の変更に係る不認定通知書」によりその旨を通知する。
- 3 知事は、第9第2項の届け出があったものについては、届出書の受理をもって変更の認定をしたものとみなす。

(実施計画の認定の取消し)

- 第11 知事は、認定計画の実施に著しい支障が生じ、あるいは当該認定計画に従って事業を実施する見込みがなくなったと認められる場合、又は当該認定計画が第8の認定基準を満たさなくなったと認められる場合には、当該認定を取消することができる。
- 2 知事は、前項の取消しをしようとする場合には、当該新商品開拓実施者の意見を十分に聴取するものとする。
- 3 知事は、第1項の取消しを、当該新商品開拓実施者に通知するときは、様式第6「新商品開拓に係る認定取消通知書」によるものとする。

(計画遂行状況調査及び報告の徴収)

- 第12 知事は、必要があるときは、新商品開拓実施者に対して、計画年次ごとに様式第7「実施計画に係る遂行状況報告書」を提出させることができる。

(県の責務)

- 第13 県は、県の行う工事又は物品の調達において、新商品開拓実施計画の認定を受けた新商品（以下「認定新商品」という。）を、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に選択するよう努めるものとする。
- 2 県は、認定新商品に関する適切な情報の提供、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(認定新商品の評価)

- 第14 知事は、認定新商品を購入した県の機関より様式第8「「レッツBuy あおもり新商品事業認定製品」の使用評価書」により当該認定新商品に係る報告を受けるものとする。
- 2 知事は、前項の報告のうち認定新商品の改善に資する事項を当該新商品開拓実施者に通知するものとする。

(庶務)

第 15 この要綱の施行に関する庶務は、商工労働部経営支援課において処理する。

(その他)

第 16 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 5 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。